

指定居宅介護支援

重要事項説明書・利用契約書

社会福祉法人陽光福祉会
エコーが丘居宅介護支援事業所

指定居宅介護支援 重要事項説明書

「エコーが丘居宅介護支援事業所」は介護保険の指定を受けています。
指定居宅介護支援（仙台市指定 第0475103420号）

当事業所は指定居宅介護支援サービスを提供します。契約を締結する前にご確認いただきたい事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。分かりにくいことがあれば遠慮なくご質問ください。

1 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人陽光福祉会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の1
- (3) 電話番号 022(394)7711 (代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 千葉雄成

2 事業所の概要

- (1) 事業内容 指定居宅介護支援
- (2) 事業所名 エコーが丘居宅介護支援事業所
(仙台市指定 第0475103420号)
- (3) 所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2
- (4) 電話番号 022(391)3371
※担当介護支援専門員所有の携帯電話にて、24時間体制で受付しています。
- (5) ファックス番号 022(391)3373
- (6) 管理者氏名 井上政幸(介護支援専門員)
- (7) サービス提供地域 仙台市青葉区及び泉区

3 職員体制

(令和7年4月1日現在)

	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者(介護支援専門員兼務)	1		1	居宅介護支援業務
介護支援専門員	2		2	居宅介護支援業務

4 サービス提供時間

相談曜日	月曜日～金曜日(祝日、12/29～1/3を除く)
相談時間	午前8時30分～午後5時30分

5 事業の目的と基本方針

(1) 事業の目的

要介護者の心身の状況、環境に応じて、ご本人やご家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。

(2) 基本方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、ご本人の心身の状況や環境等に応じて、ご本人の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

- ② 事業所の介護支援専門員は、ケアマネジメントの提供にあたってはご本人の意向及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立って、ご本人が利用される居宅サービス等が特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合や同一事業者の利用割合について、求めがあった場合ないし必要に応じて説明・交付します。
- ③ 事業所の介護支援専門員は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するようケアマネジメントを行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- ④ 事業所の介護支援専門員は、自らの提供するケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

6 サービスの概要

(1) 居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)の作成

- ① ご本人のお宅を訪問する等、ご本人やご家族に面接して情報収集し、ご本人が自立した日常生活を過ごすことができるよう、支援する上で解決すべき問題を把握します。
- ② 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだケアプランの原案を作成します。
- ③ 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能です。
- ④ 利用者から介護支援専門員に対して居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ⑤ ケアプランの原案に位置づけた居宅サービス等について、介護保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類・内容・利用料等をご本人やご家族に説明し、そのご意見を伺います。
- ⑥ ケアプランの原案は、ご本人やご家族と協議した上で必要があれば変更を行い、ご本人から文書による同意を得ます。その際、ケアプランを交付します。

(2) ケアプランの変更

ご本人がケアプランの変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、ご本人の意見を尊重して、合意の上居宅サービスの変更を行います。

(3) 居宅サービス事業者等との連絡、調整

ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう、ご利用される居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。ご利用される居宅サービス事業者等の担当者とサービス担当者会議を実施し、担当者の専門的な見地からの意見の聴き取りを行います。

(4) 医療との連携・主治医への連絡

ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスのご利用時に必要な場合は、ご本人の同意を得たうえで、関連する医療機関やご本人の主治医との連携を図ります。

(5) サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価

① ご本人及びご家族との連絡をとり、少なくとも月1回はご本人と面接し、サービスの実施状況の把握に努めます。(ご本人等の同意の上、オンラインモニタリングを実施した場合、2ヵ月に1回)

② ご本人の状態について定期的に再評価を行い、ご本人の申出により、又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。

(6) 介護保険施設等への紹介、その他の支援

ご本人が介護保険施設への入所をご希望された場合には、ご本人に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

(7) 給付管理表の作成

ケアプランの作成後、介護保険の給付を受けるために、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による介護保険の給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、宮城県国民健康保険団体連合会に提出します。

(8) 要介護認定の申請代行

要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

(9) その他介護保険にかかわる種々のご相談

介護保険サービスに関わる様々なご相談に対応致します。

7 ご本人、ご家族へのお願い

(1) 事業所が交付するサービス利用票、ケアプラン等はご本人の介護に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

(2) 病院の入退院、施設の入退所、心身の状況変化等があった場合には、すみやかにお知らせください。

8 損害賠償

事業者はサービスの提供にあたってご本人に賠償すべき事由が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) エコーが丘の虐待防止委員会に管理者等が属し、定期的に参加するとともに、その内容を介護支援専門員へ周知徹底します。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 虐待防止のための定期的研修会の参加(年1回以上)を行います。

(4) 事業所は、サービス提供中にサービス事業所職員または利用者の家族による虐待

を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに圏域の地域包括支援センターないし市町村に通報します。

10 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 利用料及びその他の費用

介護保険の給付対象となる費用は、全額介護保険によって負担されます。ただし、介護保険料を滞納するなど介護保険の給付に制限を受ける場合は、一部又は全額がご本人の負担となることがあります。

(1) 法令で定められた居宅介護支援費（Ⅰ）

① 居宅介護支援費（ⅰ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分。

要介護度	1ヶ月あたりの単位数	利用料
要介護1・2	1,086単位	11,316円
要介護3・4・5	1,411単位	14,702円

② 居宅介護支援費（ⅱ）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分。

要介護度	1ヶ月あたりの単位数	利用料
要介護1・2	544単位	5,668円
要介護3・4・5	704単位	7,335円

③ 居宅介護支援費（iii）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分。

要介護度	1ヶ月あたりの単位数	利用料
要介護1・2	326単位	3,340円
要介護3・4・5	422単位	4,397円

(2) 居宅介護支援費（II）

ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置している場合

① 居宅介護支援費（i）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が50未満である場合又は50以上である場合において、50未満の部分。

要介護度	1ヶ月あたりの単位数	利用料
要介護1・2	1,086単位	11,316円
要介護3・4・5	1,411単位	14,702円

② 居宅介護支援費（ii）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が50以上である場合において、50以上60未満の部分。

要介護度	1ヶ月あたりの単位数	利用料
要介護1・2	527単位	5,491円
要介護3・4・5	683単位	7,116円

③ 居宅介護支援費（iii）

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が50以上である場合において、60以上の部分。

要介護度	1ヶ月あたりの単位数	利用料
要介護1・2	316単位	3,292円
要介護3・4・5	410単位	4,272円

※特別地域居宅介護支援加算として、上記単位数の100分の15に相当する単位数が加算されます。

(2) 法令で定められた各種加算（該当するものが加算されます）

① 初回加算

算定要件	単位数	利用料
・新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。	300単位/月	3,126円

② 入院時情報連携加算

算 定 要 件	単位数	利用料
ご本人が入院する場合に、当該病院又は診療所の職員にご本人に関する必要な情報を提供した場合。 (入院当日～3日以内に情報提供時)	加算Ⅰ 250単位/月	2,605円
	加算Ⅱ 200単位/月	2,084円

③ 退院・退所加算

算 定 要 件	単位数	利用料
病院又は診療所からの退院、介護保険施設等からの退所にあたって、職員と面談を行い、ご本人に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき3回を限度として加算）。	①連携1回＋ 会議参加なし ＝450単位/月	①4,689円 ②6,252円 ③6,252円 ④7,815円 ⑤9,378円
	②連携1回＋ 会議参加あり ＝600単位/月	
	③連携2回＋ 会議参加なし ＝600単位/月	
	④連携2回＋ 会議参加あり ＝750単位/月	
	⑤連携3回＋ 会議参加あり ＝900単位/月	

④ 通院時情報連携加算

算 定 要 件	単位数	利用料
利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）等に記録した場合（1月に1回の算定を限度として加算）。	50単位/月	521円

⑤ 緊急時等居宅カンファレンス加算

算 定 要 件	単位数	利用料
病院又は診療所の医師又は看護師等とともに居宅	200単位/月	2,084円

を訪問し、必要に応じた居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。		
-----------------------------------	--	--

⑥ ターミナルケアマネジメント加算

算 定 要 件	単位数	利用料
末期の悪性腫瘍などの利用者について、主治の医師等の助言を得つつ、通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで評価した情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合（加算算定要件として、居宅介護支援事業所との24時間連絡体制を取る必要があるため、対象になった方についてはその方法等をご連絡致します。）。	400単位/月	4,168円

⑦ 特定事業所加算

算 定 要 件	単位数	利用料
中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行ない、利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催するなどして厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）	(Ⅰ)	(Ⅰ)
	519単位/月	5,407円
	(Ⅱ)	(Ⅱ)
	421単位/月	4,386円
	(Ⅲ)	(Ⅲ)
	323単位/月	3,366円
	(A)	(A)
	114単位/月	1,187円

(2) その他の費用

通常のサービス提供実施地域外の自宅訪問に際して、実施地域外で走行した距離について、1キロメートルあたり40円の交通費をいただきます。

13 相談・苦情窓口

(1) 名 称 「エコーが丘居宅介護支援事業所 利用者ご相談窓口」

(2) 連絡先 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2

特別養護老人ホーム エコーが丘内

電 話 022(391)3371

ファックス 022(391)3373

(3) 苦情解決責任者(担当者) 管理者 井上 政 幸

(4) その他申出先

第三者委員 渡 部 馥 (022-303-0260)
第三者委員 真 山 隆 道 (022-394-3089)
第三者委員 佐 藤 清 (022-741-5822)
仙台市青葉区 介護保険課 介護保険係
(022-225-7211)
福祉サービスに関する運営適正化委員会(宮城県社協事務局内)
(022-716-9674)
宮城県国民健康保険団体連合会 (022-222-7700)

14 サービス第三者評価の受審状況

当事業所は、令和7年4月1日現在、福祉サービス第三者評価は受審していません。

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け内容に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(署名代行者・法定代理人)

住所

氏名

続柄 ()

社会福祉法人陽光福祉会は、指定居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2
社会福祉法人陽光福祉会
エコーが丘居宅介護支援事業所

(説明担当者) 介護支援専門員

居宅介護支援契約書

(氏名) _____ 様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人陽光福祉会は（以下、「法人」といいます。）は、法人が運営するエコーが丘居宅介護支援事業所（以下「事業所」といいます）が、利用者に提供する居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨及びこの契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の各号に定める居宅介護支援を行います。

- (1) 利用者が居宅サービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を踏まえて、居宅サービス計画を作成すること。
- (2) 居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、利用者が契約時に要介護認定を受けていない場合は、利用者が契約締結後最初に受けた要介護認定の有効期間満了日をもって、この契約期間の満了日とします。

- 2 前項の契約満了日の7日前までに利用者から文書による解約の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、第12条第5項に該当した場合はこの限りではありません。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は、利用者への居宅介護支援を担当する介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」といいます。）を任命し、利用者にその氏名を文書で通知します。

- 2 事業者は、介護支援専門員を変更するときは、事前に利用者にその旨を説明した上、新たに任命した介護支援専門員の氏名を文書で通知します。
- 3 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

（居宅サービス計画の作成）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者及びそ

の家族の意思を十分に尊重し、速やかに居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

- (1) 利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握すること。
- (2) 利用者の区分支給限度基準額を説明した上で、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又は家族に対して提供すること。
- (3) 利用者及びその家族の希望、解決すべき課題の把握結果を勘案して、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な援助を行うこと。

2 事業者は、作成した居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス事業者に対して交付します。

（居宅サービス計画の実施状況の把握等）

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 居宅サービス計画の目標に沿って居宅サービスが提供されるよう居宅サービス事業者との連絡調整を行うこと。
- (2) 定期的に利用者の自宅を訪問し、利用者の状況、居宅サービス計画の実施状況等の把握に努めるとともに、その結果を記録すること。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、心身の状況の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更等の必要な援助を行うこと。
- (4) 利用者が、居宅サービス計画の変更を希望した場合、必要に応じて居宅サービス計画を変更すること。

（サービス提供の記録）

第6条 事業者は、利用者の居宅サービス計画及びその他の居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約の終了後5年間保管します。

- 2 事業者は、利用者の求めに対して前項の当該利用者に関する記録の閲覧に応じ、又はその写しを交付します。
- 3 事業者は、利用者が、他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(施設入所への支援)

第7条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の必要な援助を行います。

(給付管理)

第8条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、宮城県国民健康保険団体連合会に送付します。

(苦情相談対応)

第9条 事業者は、利用者及びその家族からの相談、苦情等に対応する窓口を設置するとともに担当者を明示し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービスに関する利用者の相談、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容を記録します。

(秘密保持)

第10条 事業者は、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除き、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密及び個人情報を第三者に漏らしません。この秘密保持の義務は契約終了後も継続します。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規程に拘わらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

(利用料及びその他の費用)

第11条 利用者は、事業者が提供する居宅介護支援に対して、関係法令に基づき決定された利用料を支払います。但し、事業者が介護保険法に基づき、利用者に代わって、利用料に相当する保険給付を受領する場合は、この限りではありません。

2 事業者は、提供地域以外の自宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、重要事項説明書に定める交通費の支払いを利用者に請求することができます。

3 事業者は、前項に規定する費用の額に係る居宅介護支援の提供にあたっては、あらかじめ、利用者及びその家族に対して費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、契約終了希望日の一週間前までに文書で通知することにより、この契約を中途解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対し、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者又はその

家族に提供します。

3 次の事由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく居宅介護支援を提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族に対して基本的な信頼関係を失わせるような行為を行った場合

4 事業者は、利用者又はその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの不信行為、ハラスメント等を行い、双方の信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがなく、契約の継続が困難となった場合、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

5 次の事項に該当した場合は、この契約が自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が自立又は要支援と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(裁判管轄)

第14条 本契約に起因する紛争に関して訴訟又は調停の必要が生じたときには、仙台地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

(協議事項)

第15条 利用者と事業者は信義に従い、誠実に本契約による義務を履行します。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法、民法その他の関係法令に従い、第1条記載の目的のため、利用者、事業者お互いに信義に従い誠実に協議して決定します。

以上契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、法人が署名押印の上、各1通を所持することとします。

令和 年 月 日

(利 用 者) 住 所 _____

氏 名 _____

(署名代行者・法定代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

(利用者との関係 _____)

(サービス提供事業者)

所在地 宮城県仙台市青葉区芋沢字横前1番地の1

名 称 社会福祉法人陽光福祉会

代表者 理 事 長 千 葉 雄 成

